

地下の正倉院展 【重要文化財 長屋王家木簡】

第Ⅱ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一〇日(土)―一〇月二十五日(日)

第Ⅱ期 一〇月二十七日(火)―十一月八日(日)

第Ⅲ期 十一月一〇日(火)―十一月二十三日(月)

*木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の積文を改めている場合があります。

長屋王の家族

6 長屋王正妻、吉備内親王への米支給の伝粟木簡

(SD 4750 出土。『平城京木簡』一、二四〇号。

以下、京一―二四〇のように略記)

(表) 〇内親王御所進米一升

(裏) 〇受 小長谷吉備

十月十四日 書吏

長さ一四六㎢・幅二二㎢・厚さ三㎢ 〇一型式

内親王に米を進めたことを示す木簡。内親王は、長屋王の正妻吉備内親王のこと。ちょうど長屋王家木簡が使われた頃にあたる靈龜元年(七一五)に即位した女帝元正天皇(米高内親王)や、聖武天皇の父である文武天皇の姉妹にあたる。一升は現在の約四合五勺(〇・八リットル)。米約六七五グラム。

7 石川大刀自への米支給の伝粟木簡

(SD 4750 出土。京一―二四一)

(表) 石川大刀自進米一升カ

(裏) 進米九日進

長さ(二二九)㎢・幅(八)㎢・厚さ二㎢ 〇八型式

石川大刀自は、石川氏(蘇我氏の一族)出身の妻。長屋王家木簡には、石川夫人ともみえる。本朝皇胤紹運録によると、桑田王の母に石川忠丸の女がみえ、この人物であろう。一升は現在の約四合五勺(〇・八リットル)。米約六七五グラム。

8 後皇子命(高市皇子)の名が見える木簡

(SD 4750 出土。『平城宮跡調査出土木簡概報』二一、三六頁上段。

以下、城二―一三六のように略記)

(表) 後皇子 後皇子命宮 〇

(裏) 〇

長さ(一六六)㎢・幅一九㎢・厚さ四㎢ 〇一九型式

習書木簡。下部に穿孔を有するが、記載内容とは無関係とみられる。

「後皇子」「後皇子命」は長屋王の父・高市皇子のこと。長屋王家が、高市皇子の家産や家政機構を継承していたとみられることと関係する木簡である。

9 忍海部若翁への米の支給木簡

(SD 4750 出土。京一・二五)

(表) 忍海部若翁米四升 □□□

(裏) 八月廿日 麻呂□□

長さ一九二■・幅(二三)■・厚さ一■ 〇五一型式

忍海部若翁の元に米四升(現在の約一升八合)を送った際の際の木簡。忍海部若翁は天平九年(七三七)二月に无位から従五位下となり、同年一〇月には従四位下に昇叙した忍海部女王に比定される。

10 太若翁へ何かを進めた木簡

(SD 4750 出土。京一・二四九)

(表) 〇太若翁進

(裏) 〇逆

長さ(二〇八)■・幅二五■・厚さ三■ 〇一九型式

太若翁のもとに何かの物品を送った際の際の木簡。裏面の「逆」

は人名か。長屋王家木簡中での逆がつく人名としては、各田部逆・小逆・逆万呂などが知られる。各田部逆は、木上司と関わる人物であり、可能性としては他の二人が有力か。

邸宅内の活動

21 鍵盤の製作者に米を支給する際の伝票木簡

(SD 4750 出土。京二・一九五)

(表) 鏤盤所 長一口米二升 銅造一口二升半 右五人

(裏) 帳内□口一升 雇人二口四升

|| 米九升半受龍万呂 〇

(裏) 十二月廿六日 阿加流

「稻粟」

|| 稻虫 〇

長さ四一五■・幅二六■・厚さ八■ 〇一型式

鏤(露)盤は、塔の相輪、あるいはその基部の方形の盤。その製作を担当した人々五人に米を支給する際の伝票木簡。ある寺院の塔の部品を邸内で製作していることを示す。長屋王個人と密接に関わる寺院に伴うものとみられ、長屋王の仏教活動の一端を示す。支給量には役割による格差があり、責任者である「長」には二升(現在の約九合。一・六ニリットル)で、米約一・三ニキログラム。鑄造を担当した工人である「銅造」にはこれより多い米約一・七キログラム、雑用担当かとみられる帳内には約六七

五グラム、作業を補助した臨時雇いの工人には一人当たり米約一・三五キログラムで「長」と同じ量、といった具合で、必ずしも身分の高下によるのではなく、むしろ労働内容の軽重によって異なる感がある。

22 牛乳を煎る人に米を支給する際の伝票木簡

(SD 4750 出土、城三三一―二七)

(表) 〇牛乳煎人一口米七合五勺受稻万呂

(裏) 〇 十月四日大嶋

長さ一五七mm・幅一八mm・厚さ二mm 〇一型式

牛乳を煎る人に対して米を支給した際の木簡。

牛乳を煎じつめると蘇ができる。牛乳も貴重だったが、蘇はさらに貴重で、食品というよりも薬品に近い。

この木簡は蘇の製造に関わる木簡とみられ、長屋王が自邸で蘇を製造していたことが想定される。

23 犬に飯を支給する際の伝票木簡

(SE 4770 出土、京一六五)

(表) 犬六頭料飯六升瘡男

(裏) 六月一日麻呂

長さ一六五mm・幅三mm・厚さ五mm 〇一型式

犬六頭分の飯六升(現在の約二升七合、一頭あたり一升)を瘡男に支給した際の木簡。犬は、長屋王の子弟が飼育していたものもあり、こうした点からは、愛玩用飼育と考えられる。一方、米

を支給している点について、餌の費用とする見方の他、実際に米を食させていたとする見方もある。米を食べさせるのは、肉の味を覚えさせない目的と言われ、この見解にたつと犬は狩猟用に飼育されていたと考えられる。また、犬養氏は軍事氏族でもあることを考えると、犬の軍事的側面も想定され、邸内の警備用の飼育という可能性も考えられるであろう。

なお、長屋王邸では犬の他、鶴も飼育されていた。

24 織殿神祭に用いる米を支給した際の伝票木簡

(SD 4750 出土、京一三三八)

(表) 織殿神祭米二升 受少嶋女 四日 〇

(裏) 首万呂書吏

長さ二三三mm・幅二〇mm・厚さ一mm 〇一型式

織殿での祭祀に用いる米二升に関する木簡。『延喜式』織殿寮

条には寮神として御面殿神・織殿神・若酒神をあげ、四月と十一月に祭祀を行っている。長屋王宅内にも織殿神がまつられ、同様の祭祀を行ったことを示すか。

25 轆轤師への米の支給木簡

(SD 4750 出土、京一三二六)

(表) 轆露師一口米二升受龍万呂 〇

(裏) 〇 月廿三日 君万呂 家令 〇

長さ一七九mm・幅二二mm・厚さ三mm 〇一型式

37 都家から来た帳内への米支給の伝票木簡

(SD 4750 出七 京一 二八八)

(表) 自 都家米帳内一米半升 〇

(裏) 十月三日大嶋家令 〇

長さ一一三■・幅二二■・厚さ三■ 〇一型式

饅露(饅露)師一人に米二升を支給した際の木簡。ろくろの利
用は、金属器製作(仕上げの加工)・木器製作(挽物など)・土器
製作(須恵器)が想定できる。長屋王家木簡には、土師器生産に
関わる木簡が存在するが、須恵器生産は想定されていない。した
がつて、金属器または木製品の製作に関わるものと考えられる。

長屋王の領地

36 越前国からの荷札木簡

(SD 1525 出十 京一 一四)

(表) 阿須波里 □□ [白カ]

(裏) 北宮御物依 □□

長さ(八七) ■・幅二三■・厚さ四■ 〇三九型式

越前国足羽郡(現在の福井市東南部)足羽里(「阿須波里」
からの米荷札木簡。『和名類聚抄』には越前国足羽郡と越後国
沼垂郡(現在の新潟県新発田市付近)に足羽郷がみえるが、長屋
王家木簡には、他にも越前国足羽郡からの木簡があることなどか
ら、越前国足羽郡と考えられる。

なお、「長屋親王宮鮑大贄」木簡(「一期展示1」)の記載などを
考えると、現在裏面としている側が当時は表面で、熨斗紙的な役
割を強く果たしていた可能性も考えられるかもしれない。

38 佐保の所領からのシヨウガの進り状

(SD 4750 出七 京一 一八五)

(表) 佐保解 進生薑式拾根 □

(裏) 額田児君 和銅八年八月十一日付川瀬造麻呂

長さ(三四八) ■■・幅(二八) ■■・厚さ三■ 〇八一型式

都那(現在の奈良市東南部、長屋王家の水室があった)から長
屋王邸にやってきた帳内(親王・内親王に国から与えられる徒
者)に米を支給する際の伝票木簡。都那を「都家」と表記したら
しい。半升は五合のことで、現在の約二合三勺(〇・四一リット
ル)。米約三四五グラム。支給責任者の「大嶋家令」は、28(III
期展示)の例などからみて、「大嶋」と「家令」。

38 佐保の所領からのシヨウガの進り状

(SD 4750 出七 京一 一八五)

(表) 佐保解 進生薑式拾根 □

(裏) 額田児君 和銅八年八月十一日付川瀬造麻呂

長さ(三四八) ■■・幅(二八) ■■・厚さ三■ 〇八一型式

佐保の所領から長屋王邸へのシヨウガの進上状。佐保は平城京
北郊の地と考えられる。佐保には海外からの使節や国内の文化人
を招いて宴を催す場所もあったことが知られ、そこで詠まれた漢
詩が『懐風藻』に収められている。和銅八年は、七一五年。九
月二日に靈龜と改元した。

(SD 4750 出土、城二一七上)

(表) 〇 移 務所 立薦三枚 巨風悔過布施文
右二種今急進(裏) 〇 大炊司女一人依斉会而召 二月廿日
遣仕丁刑部諸男 家令

長さ二六九mm・幅三三mm・厚さ四mm ○一型式

長屋王は、自身のものと同父・高市皇子から継承したものと、二つの家政機関を持っていた。この木簡は二つの家政機関の間で取り交わされたものだと考えられる。

立薦(簾をつなぎ合わせて屏風のようにしたもの)を進上すること、「悔過布施文」を進上すること、大炊司(家政機関のなかで炊事を担当するセクシヨンの女性一人を「斉会」(齋会)のために手配すること、の三項目を指示している。

「巨風」(朝風)とも書くは飛鳥地方南部の地名。長屋王や竹野女王(長屋王の妹か)とゆかりが深く、山林寺院も存在したと考えられており、仏事の開催地と想定するのにふさわしい。

40 木上司から勤務日数を連絡した木簡

(SD 4750 出土、城二五二八下)

(表) 木上司等十一月日数進 新田部形見
忍海安万呂

〓 日廿七 夕廿一 秦廣嶋 日卅 夕廿七
〓 日卅 夕廿六

(裏) 十一月卅日

長さ二三四mm・幅二〇mm・厚さ九mm ○一型式

長屋王邸その後

47 阿波国からの小麦の荷札

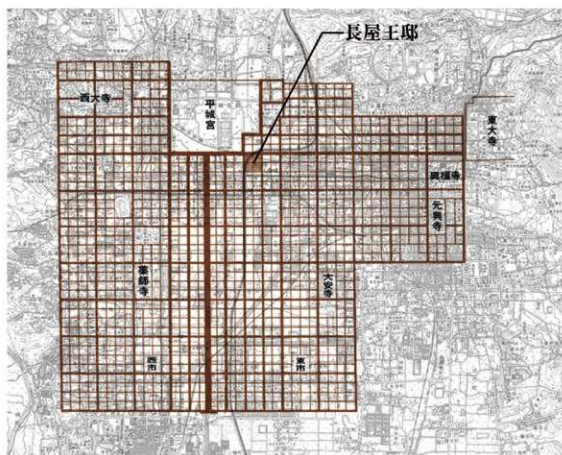
(SE 5140 出土、京一一二六)

(表) 阿波国阿波郡小麦

(裏) 寶龜七年

長さ二二五mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三型式
阿波国阿波郡(現在の徳島県阿波市付近)から納められた小麦の荷札。数量を記さない一方、年は記載する。宝龜七年は、七七年。小麦の荷札は珍しく、国名まで判明する事例は、この木簡と丹波国(今の京都府中部と兵庫県東北部にまたがる地域)からの交易小麦の事例(『平城宮木簡』二、二一八二号)の二点のみである。

一方、正倉院文書を見ると、写経所では索餅(へ)の加工なども含めて小麦は盛んに食されていることから、都城での小麦の需要や、それに応じた供給があったと考えられる。荷札が付けれない、買納品以外の流通ルートが存在したのであろうか。



長屋王邸の位置図

【木簡が見つかった遺構】

SE4770 (展示番号23)

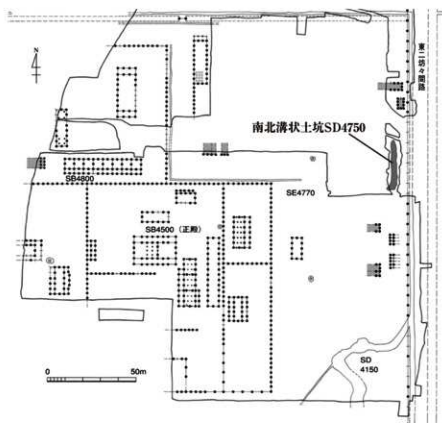
長屋王邸（左京三条二坊一・二・七・八坪）内の井戸。平面は南北約一・九m、東西約二・三mの方形を呈し、検出面からの深さは約二m。長屋王一家が居住したと考えられる内郭の北東側に隣接する場所で検出した。出土遺物から養老二年（七一八）初頭以前に埋められたと考えられる。これは、長屋王家木簡が出土したSD4750への木簡投棄とほぼ同時期。「長屋皇宮儀」と書かれた木簡（京一七七）などが出土。

SE5140 (展示番号47)

天平元年（七二九）まで長屋王邸の一郭だった平城京左京三条二坊一坪のほぼ中央に設けられた奈良時代後半の井戸。一木くり抜き式の円形井戸で、直径は一・一m、深さは三・一m。宝龜七年（七七六）の紀年銘をもつ木簡一点（47）のほか、「官厨」と書かれた墨書土器が出土している。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時期の遺構である。

SD1525 (展示番号36)

平城京左京三条二坊六坪を蛇行して南に流れる溝。菰川の旧河道を利用して掘削したもので、旧河道の肩はそのままの状態が残っている。幅二〜四m、深さ一mで、旧河道の肩からは一・五mある。北側の七坪、すなわち長屋王邸の一郭に設けられた庭園を蛇行して流れる溝SD4150の下流にあたとみられる。なお、奈良時代後半にはSD1525を利用して池SG1504が設けられるため、溝の発掘はこの池の北端までしか行われていない。木簡は一九七五年の調査と合わせて九〇点出土している。

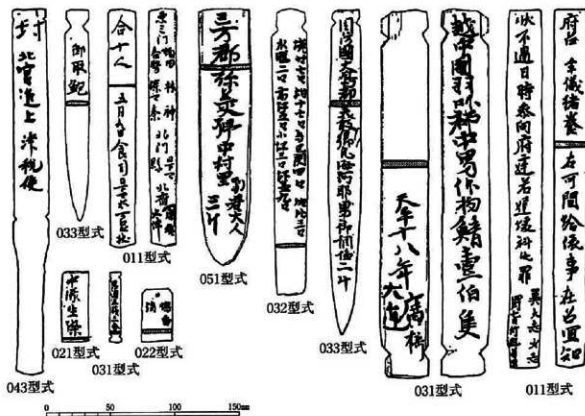


長屋王邸の遺構

SD4750 (展示番号6, 7, 8, 9, 10, 21, 22, 24, 25, 37, 38, 39, 40) 一九八八年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた養龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

(奈良文化財研究所史料研究室)



【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 二型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 四型式 小型矩形のもの
- 五型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 七型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 一〇型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 一二型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 一三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一四型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 一五型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一六型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 一七型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 一八型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 一九型式 削屑